

# やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例

## 逐条解説

平成25年10月

# 目 次

第1条	目的	1
第2条	基本理念	2
第3条	県の責務	3
第4条	県民の役割	3
第5条	歯科医療関係者の責務	4
第6条	保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者の役割	4
第7条	事業者及び保険者の役割	6
第8条	市町村等との連携	6
第9条	基本計画	7
第10条	基本的施策	8
第11条	実態調査	12
第12条	いい歯の日及びいい歯の週間	12
第13条	財政上の措置	13
附 則		13

## 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の衛生を保持するとともに、歯と口腔<sup>くわう</sup>に関する疾患（以下「歯科疾患」という。）の予防及び治療により、健全な口腔機能<sup>くわう</sup>を維持すること（歯の機能回復を含む。）（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）が子どもの健やかな成長並びに脳血管疾患、虚血性心疾患及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等県民の全身の健康の保持及び増進に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりが県民の全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることや歯科口腔保健の推進に関する法律の制定を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進<sup>くわう</sup>についての基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、県民の歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的として規定したものです。

### 【解説】

- 「歯と口腔に関する疾患」について  
う歯や歯周疾患（歯肉炎、歯周炎等）をいいます。
- 「脳血管疾患、虚血性心疾患及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病」について  
平成22年の人口動態統計によると、死因についての本県の状況は、全国と比較した場合のワースト順位において、脳血管疾患は4位、心疾患は11位（虚血性心疾患を含む。）となっています。このような状況から、脳血管疾患及び虚血性心疾患については、本県において特に重視すべき生活習慣病であると考えられることから、代表的な生活習慣病である糖尿病に加えて明示しました。

○「歯科口腔保健の推進に関する法律」について

口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的として制定されました。

○「健康で質の高い生活」について

歯と口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけではなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものです。

## 第2条 基本理念

### （基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 県民一人一人が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯科保健医療サービス（歯科医療並びに歯及び口腔に関する保健指導及び法第6条に規定する検診をいう。以下同じ。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

### 【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するための施策を行うに当たっての基本的な考え方を示したものです。日常生活における歯科疾患の予防は、県民一人一人による生涯にわたる自らの取組が基本となることから、これを第1号として規定するとともに、全ての県民が、全てのライフステージにおいて、歯及び口腔に関する保健医療サービスを受けることができる環境の整備が重要であることから、第2号として規定したものです。

また、歯と口腔の健康づくりに関する施策を、各分野が一体となって、総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、第3号として規定しました。

### 第3条 県の責務

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

#### 【趣旨】

本条は、県自らの責務について、各主体の役割に先立って規定したものです。

### 第4条 県民の役割

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持及び増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、歯科疾患に対する治療、相談、定期健康診断等の歯と口腔の健康づくりについての日常的な支援を行う歯科医師等（以下「かかりつけ歯科医」という。）の指導並びに歯及び口腔に関する健康診査及び健康診断（以下「歯科健診」という。）を定期的に受けること等により、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の子どもと同居する家族は、乳幼児期及び学齢期の歯と口腔の健やかな成長及び発育が生涯にわたって健康に大きな影響を及ぼすことに鑑み、子どもの歯科疾患の予防及び早期の治療、適切な食習慣を身につけることその他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、県民自ら意識を持って取り組むことが大切であることから、これを第1項として規定したものです。

また、本県のう歯の罹患率の状況は、乳幼児期（出生から小学校就学までの時期）においては全国平均よりも高く、学齢期（主に小学校就学時期）になると全国平均並となることが本県の特徴であるといえます。このようなことから、歯と口腔の健やかな成長発育が生涯を通じた健康

に大きな影響を及ぼす時期である乳幼児期及び学齢期の子どもに対する歯と口腔の健康づくりに係る家庭での取組を第2項に規定したものです。

【解説】

○「歯科医師等」について

歯科医師のほか、歯と口腔の衛生に関する指導を行う歯科衛生士も含まれます。

○「その他の子どもと同居する家族」について

父母が共稼ぎである場合など、父母に代わって子どもの面倒を見る機会のある祖父母などの同居する家族をいいます。子どもの歯と口腔の健康づくりに向けて、父母のみならず家族全体で取り組んでいただきたいことから規定しました。

第5条 歯科医療関係者の責務

(歯科医療関係者の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に関する業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念の通り、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育に関する業務を行う機関その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する業務を行う関係機関及び当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりにおいて、歯科医療関係者の果たす役割が特に重要と考えられることから、その責務を規定したものです。

【解説】

○「その他の歯科医療に関する業務に従事する者」について

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、歯科医師と連携協力して歯科医療又は保健指導を行う看護師、准看護師、言語聴覚士等が考えられます。

第6条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第6条 保健医療関係者（保健に関する業務に係る機関及び団体並びに保健に関する業務に従事する者並びに医療に関する業務に係る機関及び団体並びに医療に関する業務に従事する者をいう。）、福祉

関係者（福祉に関する業務に関係する機関及び団体並びに福祉に関する業務に従事する者をいう。）、教育関係者（教育に関する業務に関係する機関及び団体並びに教育に関する業務に従事する者をいう。）その他関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、歯と口腔の健康づくりに取り組む他の者と連携及び協力をし、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関係する保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割を規定したものです。

#### 【解説】

##### ○「保健医療関係者」について

「保健関係者」及び「医療関係者」を総じて「保健医療関係者」としています。

「保健関係者」とは保健に関する業務に関係する機関や団体（市町村保健センター等）及びそれら業務に従事する者（医師、保健師、栄養士等）をいい、「医療関係者」とは医療に関する業務に関係する機関や団体（医療機関、医師会等）及びそれら業務に従事する者（医師、薬剤師、看護師、栄養士等）をいいます。

##### ○「福祉関係者」について

福祉に関する業務に関係する機関や団体（保育所、社会福祉施設、社会福祉協議会等）及びそれら業務に従事する者（保育士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員、児童委員等）をいいます。

##### ○「教育関係者」について

教育に関する業務に関係する機関や団体（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）及びそれら業務に従事する者（園長、校長、教諭、養護教諭等）をいいます。

##### ○「その他関係者」について

「その他関係者」とは、食生活改善推進協議会、PTA、老人クラブ等の地域の活動組織、ボランティア等及びそれらに関連する者や団体をいいます。

## 第7条 事業者及び保険者の役割

(事業者及び保険者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、事業所において雇用する従業員の歯科健診の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、被保険者の歯科健診の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、従業員（労働者）並びに被保険者及びその家族の歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、重要となる「事業者」及び「保険者」の役割について規定したものであり、従業員に対する歯科健診の機会の確保を行うとともに、産業医を活用するなどして従業員に対する歯と口腔の健康づくりに関する取組に努めていただくよう規定したものです。

### 【解説】

#### ○「事業者」について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第1項第3号に定める「事業者」をいいます。労働安全衛生法では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（同法第3条第1項）とされ、また、労働者に対して医師による健康診断を行わなければならない（同法第66条第1項）とされていますが、歯科医師による健康診断の実施については、特別な場合を除き法律上義務づけられておりません。

#### ○「保険者」について

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団等をいいます。

## 第8条 市町村等との連携等

(市町村等との連携等)

第8条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施に当たっては、住民に歯及び口腔に関する保健指導及び歯科健診を行っている市町村及び団体との連携及び協力を行うものとする。

2 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、

及び実施しようとするときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門的若しくは技術的な助言を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を進める上で、市町村及び関係団体との連携や協力が重要であることから県の義務として第1項に規定したものです。

また、県が歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を進める上で、市町村への支援が重要であることから、県の義務として第2項に規定したものです。

【解説】

○「専門的若しくは技術的な助言」について

専門的な知見に基づいた助言や歯科保健医療対策に係る具体的な方法、内容に関する助言をいいます。

第9条 基本計画

(基本計画)

第9条 知事は、次条に定める基本的施策その他の歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する基本的な方針、目標及び施策の基本的な方向について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ歯科保健に関する学識経験者及び歯科医療関係者等の意見を聴くとともに、県民及び市町村の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 知事は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策の進捗及び社会状況の変化を踏まえ、基本計画を必要に応じ見直すものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの着実な実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組むことを規定したものです。

具体的には、以下のとおり規定しました。

(1) 歯科口腔保健の推進に関する法律において努力義務とされてい

る計画の策定を本県においては義務規定とし、基本計画の策定主体が知事であることについて規定（第1項）

（2）基本計画には、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する基本的な方針、目標及び施策の方向を定めることについて規定（第2項）

（3）基本計画の策定又は変更に当たり、歯科保健に関する専門的知見を有する者や市町村からの意見聴取の実施、県民からの意見募集（パブリックコメント）の実施などの措置を講ずることについて規定（第3項）

（4）基本計画の公表について規定（第4項）

（5）基本計画の必要に応じた見直しについて規定（第5項）

## 第10条 基本的施策

（基本的施策）

第10条 県は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

（1）歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに普及啓発に関すること。

（2）県民が、生涯にわたり歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに取り組むための環境の整備に関すること。

（3）乳幼児期及び学齢期における歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに必要な支援に関すること。

（4）歯磨き、フッ化物応用その他歯科疾患予防のための対策に関すること。

（5）かかりつけ歯科医や集団健診による定期的な歯科健診の受診の促進に関すること。

（6）歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの観点からの食育、生活習慣病対策及び喫煙対策の推進に関すること。

（7）障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）、要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する者をいう。）その他特に支援を要する者への歯科保健医療サービスの提供に関すること。

（8）歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関すること。

（9）災害に備えた歯科保健医療体制の整備に関すること。

（10）歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

(11)前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するために、県が取り組むべき基本的な施策について規定したものです。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに普及啓発に関すること。

【趣旨】

県民の歯と口腔の健康づくりに対する意識を高めるため、歯科疾患が全身の健康に及ぼす影響やその予防方法等についての情報の収集や必要な情報の提供、また各種行事の開催を通じて知識の普及啓発を図ることについて規定したものです。

(2) 県民が、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むための環境の整備に関すること。

【趣旨】

全ての県民が、生涯にわたって歯及び口腔に関する保健医療サービスを受けられるような環境整備を行うことを規定したものです。

(3) 乳幼児期及び学齢期における歯と口腔の健康づくりに必要な支援に関すること。

【趣旨】

乳幼児期は歯が生え始める時期であり、生涯にわたる歯科保健活動の基盤が形成される大変重要な時期です。特に小学校就学前の幼児期後半の時期に歯の罹患率が高い状況にあります。また、学齢期は乳歯から永久歯への交換期における健康な歯並びや噛み合わせの育成と口腔ケア習慣の定着が重要です。このようなことから、乳幼児期及び学齢期にある子どもに歯科疾患の予防対策を実施する市町村等（市町村のほか小学校、幼稚園、保育所等が考えられます。）に対して必要な支援を行うことを規定したものです。

(4) 歯磨き、フッ化物応用その他歯科疾患予防のための対策に関すること。

【趣旨】

正しい歯磨き指導をはじめ、フッ化物応用その他歯科疾患予防のための対策（市町村等が実施する歯科疾患予防対策への情報提供や技術的助言等を含む。）について規定したものです。

【解説】

○「フッ化物応用」について

フッ化物には、歯質を強化し、むし歯の原因となる菌の活性を抑制することによって、むし歯を予防する作用があるといわれております。

歯科疾患の予防対策のためのフッ化物応用の具体的な方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等が挙げられます。

なお、この規定は、フッ化物応用を強制するものではなく、歯磨きをはじめとした歯科疾患予防のための対策を講じることにより、県民の歯科疾患の予防を図ることを目的として規定するものですから、予防対策の実施にあたっては、関係する機関や団体、施設、事業所、学校などの実情にあった予防方法及び運用方法により、適切に行われるべきものと考えております。

○「その他歯科疾患予防のための対策」について

歯磨き、フッ化物応用以外の方法としては、食育によるよく噛んで食べることや甘味食品の摂取制限等バランスのよい食事を取ることなどの指導等が考えられます。

(5) かかりつけ歯科医や集団健診による定期的な歯科健診の受診の促進に関すること。

【趣旨】

本県では、青年期以降における歯科健診受診率は44.6%（平成22年）と低いことから、かかりつけ歯科医や市町村、事業所及び保険者が行う集団健診を活用した定期的な受診の促進を図るため規定したものです。

(6) 歯と口腔の健康づくりの観点からの食育、生活習慣病対策及び喫煙対策の推進に関すること。

【趣旨】

県民の全身の健康の保持及び増進を図るうえで、歯と口腔の健康づくりの観点から、健全な食生活を送るための基本的知識の習得の機会となる食育、歯周病をはじめとする歯科疾患と密接な関係がある生活習慣病の予防対策、歯科疾患への影響や生活習慣病の原因の一つとされている喫煙への対策についても推進する必要があることから規定したものです。

(7) 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）、要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する者をいう。）その他特に支援を要する者への歯科保健医療サービスの提供に関すること。

【趣旨】

障がい者（児）及び要介護者については、一般の歯科医院では受診が困難な事例があることなどから、歯科保健医療サービスの提供に関して十分な配慮を行うよう規定したものです。

【解説】

- 「その他特に支援を要する者」について  
妊産婦や災害発生時の被災者等が考えられます。

(8) 歯と口腔の健康づくりの推進に係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関すること。

【趣旨】

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を推進するに当たっては、歯科保健医療に携わる者が中心的な役割を担うことが期待されることから規定したものです。

【解説】

- 「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」について  
歯科医療に直接従事する歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、保健師や栄養士等で歯科健診等の提供に従事する者をいいます。

(9) 災害に備えた歯科保健医療体制の整備に関すること。

【趣旨】

東日本大震災における教訓を踏まえ、平常時からの備えを含めた対応を規定したものです。

(10) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関する  
こと。

【趣旨】

歯と口腔の健康づくりをより効果的に実施するためには、必要な調査・  
分析の実施と歯科保健等に関する最新の医学的知見等の情報収集等を行  
い、施策の実施に活用する必要があることから規定したものです。

(11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な  
施策

【趣旨】

その他、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策の実施を規定した  
ものです。

## 第 11 条 実態調査

(実態調査)

第 11 条 知事は、歯と口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図  
るため、定期的に歯と口腔の健康づくりに関する実態の調査を行い、  
その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する  
ものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するための施策を効果的に実施  
するため、定期的に県民の歯と口腔の健康づくりに関する実態調査を行  
うことを規定したものです。

## 第 12 条 いい歯の日及びいい歯の週間

(いい歯の日及びいい歯の週間)

第 12 条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進について、県民の関心と理  
解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行わ  
れるようにするため、いい歯の日及びいい歯の週間を設ける。

2 いい歯の日は 11 月 8 日とし、いい歯の週間は同日から同月 14 日ま  
でとする。

3 県は、市町村その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を行  
う者と連携し、いい歯の日及びいい歯の週間の趣旨について普及及び  
啓発に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりについての県民の関心と理解を深める

ための啓発をより効果的なものとするため、11月8日を「いい歯の日」とし、「いい歯の日」を始期とする1週間を「いい歯の週間」として規定したものです。

### 第13条 財政上の措置

(財政上の措置)

第13条 県は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、施策の実効ある推進を図るため、必要な財政上の措置を規定したものです。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについての計画は、この条例の施行後においては、この条例の規定により定められた計画とみなす。

#### 【趣旨】

本附則は、この条例の施行日について第1項で規定したものです。

また、この条例が施行された際に、現に歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策を総合的に推進するために定められている県の計画については、この条例の規定により定められた計画とみなすことを規定しています。